

京都大学フィールド科学教育研究センター 海域ステーション
瀬戸臨海実験所水族館観覧規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前略) (観覧料) 第5条 (略)			(観覧料) 第5条 (同左)		
区分	大人 (高等学校の生徒 又はこれと同等以 上の年齢の者)	小人 (中学校の生徒又 は小学校の児童)	区分	大人 (高等学校の生徒 又はこれと同等以 上の年齢の者)	小人 (中学校の生徒又 は小学校の児童)
個人 観覧料	1人につき 600円	1人につき 200円	個人 観覧料	(同左)	
団体 観覧料	1人につき 550円	1人につき 150円	団体 観覧料	(同左)	
備考 1 } 2 } (略) 3 } 4 }			備考 1 } 2 } (同左) 3 } 4 } 5 <u>その他実験所長が指定した書類等を提示した 者は、その観覧料を団体観覧料とする。</u>		
(後略)			附 則 (令和4年9月総長裁定) この規程は、令和4年10月1日から施行する。		